

第7回
介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会
議 事 要 旨

開催日：平成18年6月12日（月）
場 所：厚生労働省専用第22会議室

第7回介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会
議 事 要 旨

- 1 日 時： 平成18年6月12日（月） 16：00～18：00
- 2 場 所： 専用第22会議室（18階）
- 3 出席者： 阿部正浩、井部俊子、江草安彦、京極高宣、國光登志子、高橋福太郎、
田中雅子、対馬徳昭、中島健一、樋口恵子、廣江 研、堀田 聡子、
榊田和平、綿 祐二、和田敏明の各委員
＜事務局＞
中村秀一 社会・援護局長、石塚 栄 総務課長
矢崎 剛 福祉基盤課長、成田裕紀 福祉人材確保対策室長、
後藤憲治 福祉人材確保対策室長補佐、石原美和 介護技術専門官
- 4 議 事：
 - ◎ 検討会報告書とりまとめに向けての骨子
 - ◎ 資格制度のあり方
 - ◎ 教育内容（カリキュラム・シラバス）の充実
 - ◎ 実習のあり方
 - ◎ 介護福祉士養成施設のあり方
 - ◎ 資格取得後の生涯を通じた能力開発とキャリアアップ

(後藤補佐) それでは始めたいと思います。御多用のところ御参集いただきまして、まことにありがとうございます。ただいまから第7回介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会を開催したいと思います。なお阿部委員からは少しおくれるという御連絡をいただいております。また局長は国会用務のため、おくれて出席をいたします。よろしくお願いいたします。

(京極座長) 本検討会もこれまで1月以降6回に及びまして、委員の皆様の御発表、そしてゲストスピーカーの御発表、事務局からの説明とございまして、広範かつ多様な意見交換を行いました。今後これらの議論を踏まえまして、本検討会としての一定の意見集約、報告書の取りまとめに向かっていきたいと思っております。

本日は事務局の方で、これまでの検討会の議論を踏まえました、一定の改革の方向性の資料をまとめてもらっています。まず事務局より本日の資料の全体像について、御説明をお願いします。

(矢崎課長) ただいま座長からもお話がございましたが、これまで縷々御議論をいただいておりますけれども、本検討会の一定の意見集約、報告書の取りまとめというのを今後お願い申し上げたいと思っております。

この報告書の取りまとめに先立ちまして、これまでの本検討会の御議論をベースに、私どもなりの介護福祉士制度の見直しについての考え方を、座長にも御相談しつつ、本日御用意させていただきました。

まず資料1というものをござんいただきたいと思っております。検討会報告書取りまとめに向けての骨子というものでございます。これはいわば報告書の全体構図のイメージでございます。4月24日に御議論をいただきましたこれまでの主な論点をベースに、私どもで作成したものでございます。

ローマ数字のⅠの介護福祉士を取り巻く状況から、Ⅷの魅力とやりがいのある職場づくりまででございます。本日は、このうちⅢの資格制度のあり方から、Ⅶの資格取得後の生涯を通じた能力開発とキャリアアップ、ここまで別の資料を用意させていただいておりますので、これについて御議論をお願い申し上げたいと思っております。

また本日の進め方でございますけれども、資料2の資格制度のあり方、資料3の教育内容の充実、資料4の実習のあり方、これは相互に関連する部分もございまして、一括して御説明申し上げ、御議論をいただければというふうに考えております。

その後、資料5の介護福祉士養成施設のあり方、資料6の資格取得後の生涯を通じた能力開発とキャリアアップについて御説明申し上げ、御議論をいただければというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

それでは引き続きまして、事務局の方から今申し上げたような段取りで、資料2以下につきまして、説明をしたいと思います。

(成田室長) 資料2説明

(石原専門官) 資料3、資料4説明

(京極座長) どうもありがとうございました。それでは次に、この事務局からの御説明について、御発言、御意見を求めたいと思っております。どうぞ御自由に。

(高橋委員) 質の高い介護福祉士の養成のために、福祉系高校もこれまでは、1190時間といったようなことが、基準としてあったわけです。今後1800時間ということが、恐ら

く基準になってくるであろう。こういうふうを受け止めます。

そういう中で、今室長さん並びに専門官から御説明いただいたわけですが、教育内容の充実、むしろこれはいいことです。それから施設実習の充実といったようなことが、あるわけですね。今現実的に福祉系高校も、あるいは養成校、専門学校も含めて、それぞれの施設に実習のお願いに参ります。

私は青森県の出身ですから、青森県の場合においては、一定の中心校がみんな関係するところを集めながら、調整を全面的にとって、次年度いろいろと配分してやっているわけです。これが今のところ現実的に、施設に対しても多くの負担をかけてパンク状態になっているということが現実にございます。

そういうことで実習の時間数を多くして、そして質の高い介護福祉士の養成に、反対しているわけではありませんけれど、これを例えば福祉系高校なり、専門学校なり、特定大学だけに施設の実習依頼とかそういったものでは、これはなかなか限度になる。

今、介護福祉士の資質向上に合わせて、厚生労働省の方におかれまして、そういうさまざまな形の施設に対して、大変なのは日ごろ見てわかるんです。我々のために負担が大きくて、施設の業務が支障を来すほど、我々は負担をお願いしているわけです。そういったことを少しでもお互いに解消しながらいい方向へ行くという意味で、グループホームもその対象にしたかどうかということの御説明が今ございましたが、少し質のいい、そういったグループホーム等においても、実習としてそれを認定してくれるとかといったような事柄について、きちんと法的に拘束力を持って、やっていただければ大変ありがたいと、感じております。以上です。

(京極座長) 実習先の確保は、各校とも大変です。県立高校の場合ですと、県庁の行政指導が強いですが、民間になりますとなかなか大変だと思いますので、社会福祉協議会や経営協その他、施設側に対して厚生省の行政指導をきちんとやってもらいたいという御要望でございました。ほかにどうでしょうか。では中島委員。

(中島委員) 資料2の最後の4ページの資格取得ルートの見直し案というところですが、右から2番目の介護職員基礎研修を受け、実務2年以上で受験資格を与えるということですが、現状から言えば、多くの方はヘルパー2級ぐらいの資格で入って、3年間たつと、自動的に資格が得られるということです。ヘルパー2級が、介護職員基礎研修で少し厚くなったということはあるんですけども、ここは今と余り変わらないなといたしますか。介護職員基礎研修を受けて現場にいれば自動的にという従来からのイメージどおりだというところが、ちょっと気になっております。

介護職員基礎研修が500時間にふえたといたしましても、1800時間になろうかという介護福祉士の養成課程に比べると、まだまだ足りない部分というのがあるかと思えます。したがって介護職員基礎研修で入って、実務2年を経て、並行してでもいいと思うんですけども、介護福祉士の養成カリキュラムにあつて、介護職員基礎研修にはない内容とか。あるいは介護技術講習の内容とか、そういうふうな少し介護職員基礎研修を受けて、現場に入ったといつても、プラスアルファの何らかの教育を受けつつ、あるいは受けて受験資格というのが適当ではないかというのが1点。

それから実技試験というのを残すという事務局の提案なんですけれども、私は個人的には5分間で実力を見るというのは、果たしてどれほどの意味があるのか、実力をとらえら

れるのかなという気がしております。

介護技術講習が入ったという経緯も恐らくそういうところにあるのだろうと思います。そのとき、実技試験をやめられなかったというのは、簡単には法改正はできないということで、今まで残ってきたのだろうと思います。

今回法改正を伴ってやるという、そうそうできないことをやるせつかくの機会ですので、私としては実技試験というのはやめて、介護技術講習1本に絞る。あるいは、この絵の一番右側の養成施設の6カ月または通信1年という、この内容の中に介護技術講習の内容も含んでしまう。さらには先ほど申し上げた、右から2番目の介護職員基礎研修プラスアルファのアルファの中に介護技術講習の内容を含んでしまう。それから右から3番目の福祉系高校1190というのも、足りないといっているわけですから、実務経験9カ月プラスアルファのアルファの部分に、そういう内容を入れてしまうということで、介護技術講習の養成カリキュラムの中に含めてしまって、実技試験というのを廃止してはどうかなという意見を持っています。

最後に資料3の介護技術の内容なんですけれども、介護技術については、ぜひ〇を一つ、二つふやしてほしいというふうに思っています。一つは、介護技術というのは、サービス利用者の方の尊厳を支援するという、そのような視点に貫かれた学習をするというような、その後の5ページに絵がかいてあって、一番上に尊厳を支えるケアの実践というのが目標としてあるわけなんですけれども、本文中にちょっとそれが少ないと思います。3ページの介護技術についての〇で、ぜひ尊厳を支えるケアを貫いた学習をするということを入れていただきたい。

それからもう一つ、できれば在宅、施設、居住場所を問わず、利用者の方の地域生活支援の技術を学習するというようなことも入れていただければありがたいというふうに思っております。以上です。

(京極座長) 要望等が出ましたけれども、1点目に関して、これは私も質問も兼ねて。介護職員基礎研修500時間で、プラス実務経験2年以上。これは逆に実務経験した人が、介護職員基礎研修を受けては受験できないという形になって、あとは3年で通信課程ということになるんですけれども、この辺は不可逆的なものではなくて、どちらでもいいような感じもしますけれども、それも含めてお答えいただければと思います。

(矢崎課長) 若干当初説明をはしよった部分もございます。まず1点目の基礎研修の考え方ですが、お手元の資料7の9ページをごらんいただきたいと思います。これは老健局、全社協サイドの研究会のレポートの抜粋です。この中でも入っておられる先生方が何人かいらっしゃいますが、

この9ページのところですが、議論としては、この基礎研修の導入に当たっては介護福祉士への連続性といいますか、プロモーションを考えていくべきと、こういう御提案がそちらの研究会からなされています。またこれまでもこの検討会でも、その旨の御議論があったところでございます。

私どもの考え方としましては、これは京極座長の御質問でもございますが、基本的な姿としては、今後は経過措置は別としまして、まず介護基礎研修500時間みっちりやっただくこととなります。これはシラバスが7ページの方にございますが、内容的には、時間の長短はございますけれども、まさに我々が目指そうと思っているのと同じような方向

の御議論というふうに私どもは認識してございます。これをまずみっちりやっていただいでから、現場でさらに2年間実務経験を積むということで、これで一応国家試験受験到達ということで、十分なのではないかと考えています。

逆に言いますと、やはりこういったことをみっちり最初に500時間相当勉強してから実務と、そういう順番というものは維持した方がいいのではないかとというふうに、事務局としては考えているということでございます。

2点目は介護技術講習、それから実技試験ということでございますけれども、実技試験につきましても、確かにこの制度を入れましたときの御議論は、中島先生がおっしゃいましたように、5分間という時間で見ることには限界があるのではないかと、あるいは実際これは実技試験というのは、かなりいろんな意味で実施体制が困難になりつつあります。そういう観点から、こういった介護技術講習を導入してこれを受ければ、実技試験免除と、こういう制度を入れたらどうかということではじめたところでございます。

ただ基本的にはここは、先生方と多分気持ちは一緒だと思いますが、やはり介護福祉士の資格は、実技というものが非常に大事だということで、そこをちゃんと認証してチェックしていくというのは、重要だと思います。

ただ法制的に、実技試験自体がいないということになれば、実技講習自体もいないといった議論に。あくまでも免除ということですから。そういう論点が一つあります。

それからもう一つ現実問題として、この介護技術講習も大変受講の希望が多いのですけれども、受講枠、これは介護協さんの御努力でふやしつつはあるのですけれども、やはり受けられない方も多数いらっしゃる、こういう現実があります。

そういった中で私どもとしましては、極力この介護技術講習にしても、キャパシティを広げていくような努力を行っていく必要があると思います。まず実技試験があり、一定のケースについては、養成施設では十分やっていただきますので、免除ということによろしいかと思っておりますけれども、基本的に実技試験は残しつつ、実務経験ルートのところにも、この介護技術講習による実技試験免除措置というのを拡大していく。そういったアプローチをとるのが現実的ではないかというふうに、考えております。

(京極座長) ほかに御意見があれば。

(廣江委員) この資格制度のあり方の根本で、名称独占はあるんですけれども、職務独占、職業独占というのが全く見られない。介護福祉士を中心に、介護の職場をやっているというときに、その辺の議論が欠けていたのではないかという気がします。やはりスキルを上げてきちんとやるには、職業人としての職業独占というようなことが、少し議論されてもいいのではないかなということをおもいました。

それからもう一つは、具体例として出ていますけれども、高校卒業の方が9カ月してから受験ということになりますと、1年後の受験になるわけです。今は卒業のときに受けられるわけです。やはりその制度は残しておいて、そしてその試験は受かる人も受からない人もあるかもしれないけれども、現場できちんと目標を持って実習をしていく方が、私はいいのではないかと思います。

1年後にもう1回受験というのは、現場で働いていながら受験となると、大変厳しい環境に置かれると思います。その辺の愛は少しはあってもいいのではないかなというように気が、私はいたしました。

それから中島先生の方でおっしゃいましたけれども、これから本当に現場の研修というのは厳しくなってくるんです。決められたカリキュラムでなくても、自分でこれだけの自主研修をきちんとやってレポートを出せば、それが認めてもらえるような柔軟な制度にしないと、本当にユニット化されてきて、1.7:1とか1.5:1にしても、現場が回り切らないぐらい夜勤体制とか考えると、厳しい中でもっと組織立って勉強をやりなさいというのは、なかなかできません。これからはやはりスキルを上げるには、自主研修というのが、この中にもうたってありますけれども、非常に大事になってくると思います。

その自主研修を、そういう制度のところだけでもなくてもいろんな形で今研修の体制があると思うんです。そういうことに対してテーマに対してきちんと勉強して、これこれを受けて、こういうレポートを書きましたというようなことも対象になるような、もうちょっと幅広い研修体制を認めてあげてもいいのではないだろうか。

その方がかえって現場の職員がやる気を起こすきっかけになるのではないかなと思います。余り締めつけられても本当に現場そのものは、その時間をあけること自体、私ども経営者サイドとして、非常に苦しくなっているということも、現場の声としてぜひ御認識いただきたいと思っております。以上です。

(京極座長) 主に2点ございましたけれど、これについてはほかの方の御意見も伺った上で、お願いします。では田中委員、國光委員。

(田中委員) 今の資料2~4に関することです。実は私ども日本介護福祉士会は、大変緊急なものでしたけれども、介護福祉士に対してアンケート調査を行いました。皆様のお手元の方に、提出資料ということで出ささせていただきました。それに基づきまして、意見と合わせて本日出されました資料に関します、3つの意見を述べたいと思っております。

そこにありますように、私ども日本介護福祉士会は、本年5月15日から6月2日という、約2週間余りの期間において、緊急アンケートをいたしました。アンケートに答えていただいた介護福祉士は、実際に介護業務に従事している方々が1349名。そして養成校等において教員として活躍している介護福祉士の方々が112名。そういった1461名の方々から御意見をいただいたところでございます。

次に2ページでございしますが、これが本日の資料とも関連いたしますこととでございます。介護福祉士の資格の取得方法の見直しについてということで、意見を求めました。これについてはそこにありますように、現状のままと答えた方は、約1割強でありました。約9割の方々は見直すべきというふうにしております。

そのうち養成校ルートに国家試験導入を求めるものが27%あった。また実務ルートについても一定の教育をとという声もありました。

その下にありますものは、短期間にクロス集計という形をしたのですが、若干見にくいものになっております。ちょっとうまくできていません。見ていただければわかるのですが、特に養成施設の卒業生の方々についても、その見直しの必要性について問いました。そこにおきましては、235名の方から御回答をいただきました。養成校の卒業生の方であったとしても、71%の方々は、やはり国家試験も課するという事について意見を述べているということでございます。

その後2ページ、3ページにつきましても、それぞれの資格取得方法の違いによって、それぞれの意見があるというふうなことで、今後議論の中で御参考いただければと思つて

おります。

次に3ページでございますが、養成校の就学期間についてでございます。本日の資料においては基本的には2年という形になっておりますけれども、それを延長すべきことについては、現状のままと答えた方々が、17%程度ありました。延長すべきと答えた方は83%でありました。このことをぜひ御理解いただきたいと思っております。

次に5ページに行かせていただきます。そういった就学期間を延長した場合、さらにプラスする教科は何が必要かということで問うた設問に関しましては、5ページにありますように、医療、看護等の連携に必要な知識。それから実習の拡充を求める声が大きかったというのが、実際でございます。

並べ方が違っておりますけれども、3ページ、4ページにあります資料につきましては、それぞれの資格取得方法の違いによって、何が大事かということについての実数を挙げさせてもらったものでございます。

次に6ページでございますが、実務経験による国家試験受験の見直しにつきましての意見も問いました。これについては、一定の教育を受けるということで、43.8%がそのように回答しております。

また実習指導者の任用資格についてでございますが、現状のままと答えた方々が、16.8%でございますが、一方では5年の経験と一定の指導力を得る研修等を義務づけると答えた方々が76.4%でした。このことについてもぜひ今後の実習指導者の方々の、あり方についての御参考にさせていただければと思っております。

次に9ページでございます。実際現場で働きます介護福祉士が、介護福祉士として、社会的認知を受けるための方法として挙げたものといたしましては、やはり研修制度の充実ということを望んでおります。このことはさらに研修制度の充実とあわせて、研修を受けることによって、自らが認められるというそういった政策といたしましうか、そういった社会の制度を求める声が大きかったのではないかと思っております。

あわせまして給与や雇用形態の改善を求めるものが多いというのが、実際ございました。

9ページにあります、実際に介護福祉士の皆さんが、今後何を指すのかということについて問うた意識調査につきましては、24.4%の方々が一般の介護従事者のままで、充実した生活を送りたいというふうに望んでおりました。

10ページにございますけれども、また後輩を指導できるようなスーパーバイザー的な役割を示したいと答えた方々が、30.8%いらっしゃったということも現実でございます。現状の状態でのことと思っております。

10ページ以降でございますが、尊厳を支える介護を行うために私ども介護福祉士に求める能力はということで、自由記述で求めたものが、10ページから14ページに書いてございます。

今後このようなシラバスやカリキュラムを検討される、そういった作業チームにおいては、このような現場におります介護福祉士の意見をぜひ御参考にさせていただいて、さらなる教育内容の充実に努めていただきたいと思います切に願っております。

次に先ほど申し上げましたように、実際に養成校等におきまして、教員として活躍する介護福祉士の方々のアンケート調査の結果について、報告したいと思っております。16ペ